



オーナーさまのコラム

或る酒翁に捧げる
「一献まいらせ候」
—アルコールを科学する—

第9話「アルコールに似た作用をする薬物」とは

我が国には粹人、奇人の酒客の中でも歌や酒落本、更には詩歌・詞文に勝れた人物に大田南畝 別号・蜀山人（1749～1823年）がよく知れ渡っています。

蜀山人は大変な酒好きでしたが、ある時禁酒を思い立ち、酔狂に尾張（今の名古屋市）に住む酔狂師の揮雲堂にその意を宣言しますと、「好きならば随分酒を飲むがよし、飲まで死んだ義朝もあり」と狂歌が返って来たとか。

源義朝は尾張の野間（飲ま）で殺されたことにかけていますが、好きなんだからもっと飲めといっています。

その酒は脳を麻痺（第1話）させますが、薬物（覚醒剤・コカインやモルヒネなど）の作用を大別すると脳を「興奮」させる作用（覚醒剤・コカイン）と脳を「抑制」する作用（モルヒネ）があります。アルコールは（モルヒネ）に似た作用をもっていると言えます。即ち脳が麻痺して朦朧となって来ますのは脳の働き「抑制」されていることになりまますから。

最終回は「禁酒法（アメリカ）とアルカポネとエリオットネス」です。

真野美容専門学校 学科講師 薬剤師 内藤 良太

社員のフログ

～はじめてのDIY～

最近耳にする機会が多くなったDIY。

「Do It Yourself」の略で、「自分でやる」という意味だそうです。誰かにお金を払って任せたりせず、自分で作ったり、修理したりすることを言います。簡単に言ってしまうと「日曜大工」なのですが、これが今、とても流行っています。自分で家具を作ったり、リフォームしたりするわけです。

私の自宅は、「シンプルが1番！」と言え、聞こえは良いのですが、あまりにもそっけない質素な内装…本当に特徴の無い家で、自然とDIYに興味を持つようになりました。

興味を持ったら、とにかく「やってみる！」ということで、最初に取り掛かったのは、キッチンの背面の壁に棚を取り付ける作業でした。棚は、上、中、下の3段です。長さ200cm、幅30cm程度の棚板を3枚ほど購入し、「木材ってこんなに重いんだ…」と感心しながら、ヤスリをかけ、オイルで塗装し、乾燥したら壁にドリルで穴を開けて、最終的に棚板を金具とネジで壁に固定します。

インターネットとは便利な物で、DIYに必要な物から工法まで、あらゆる情報を取得することができますが、実際にやってみようとする、家にドリルで穴を開けたり、ネジを打ち込んだりする作業は、かなりおっかなびっくりでした。

当初から、インテリアのテーマを「和モダン」にしようとして決めていたので、練習を兼ねた棚作りの後、部屋の壁紙を寒色系の和紙に変えてアクセントをつけてみたり、ダイニングとキッチンの中に、これもオイルで塗装した檜の角材を並べて格子状の間仕切りを付けてみたりと、手を加えていきました。作業を進めるに従い、2階のワンフロアを占めるLDKが親しみを感じる空間へと変身を遂げました。

今は玄関の改装計画を練っています。難しいことはしなくても、自分らしさを盛り込んだ住まいには、なんとも言えない居心地のよさを感じます。

売買部 白石直也

創業 昭和25年

お部屋探しは

信和のホームページで！！

皆様の多様なニーズに即応します。

<http://www.0007.co.jp>

<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

私達の喜びは

お客様の笑顔です



信和不動産株式会社

東松原本店（井の頭線東松原駅前）
世田谷区松原5-2-3 信和ビル1階
TEL (03) 3323-0521
TEL (03) 3323-0525（売買部直通）

梅ヶ丘店（小田急線梅ヶ丘駅前）
世田谷区梅丘1-24-2 佐野ビル1階
TEL (03) 3425-6145

Dramatic Communication

アパマンショップ
NETWORK

<信和グループ>

アパマンショップ東松原店
株式会社レントネット信和
（井の頭線東松原駅前）

世田谷区松原5-57-7 第1片野ビル2階
TEL (03) 3321-2123

税務 困ったこと 相談（無料）！！

懇切丁寧にわかりやすく実益を目指して。
お気軽に信和不動産までご相談下さい。

社長 小林幸孝（上級相続アドバイザー）

円満相続シリーズ

相続税の大バーゲン



昭和22年に家督相続から均分相続に相続制度が変わりました。この頃は家制度思考が文化として残っており、長男が同居し親の面倒を見るのは当たり前の話でした。

家族全員が円形の卓袱台（ちゃぶだい）を囲み夕飯についたものです。衣食住にも事欠く貧しい時代でしたが、人の心は今とは比べものにならぬほど豊かでした。時代と共に核家族化が進み、親と同居している人は本当に少なくなりました。

相続税小規模宅地の特例があります。相続で取得した自宅の敷地330㎡までは、更地評価から80%減額してくれる特例です。

配偶者や親と同居している子が一定の要件を満たせば、自宅敷地の評価が330㎡を限度とし80%激減されます。路線価の高い地域では天と地の差になります。まさに相続税の大バーゲンです。

親が1人で住んでいる自宅敷地は、同居していない相続人が取得しても、相続開始前3年以内に自分の家を所有（配偶者も含む）し住んでいなければ、この特例が使えます。俗に言う「家なき子」の相続人です。なら、「持ち家を子に贈与してしまおう。」そして自分は「家なき子」になってしまう、こんなことを考える人が出てくるのは世の常です。

租税回避の相続税対策を防ぐため、今年から「家なき子」の要件が厳格になりました。

だが、通常の小規模宅地の特例のなかの特定居住用宅地等（自宅敷地）は健在ですので安心してください。

相続税には次の3通りがあります。

- ①相続税の課税されない人⇒ 財産が相続税基礎控除以下である。
- ②申告することで課税されない人⇒ 申告により各特例を使う。
- ③相続税の課税される人⇒ 特例を使ってもはみ出してしまう。

財産は自宅と預貯金が3000万円前後、これらの層は基礎控除改正前には課税されませんでした。だが改正後は納税義務者が続出しています。課税される相続税は50万円～300万円位です。小規模宅地の特例が使えるかどうかが大きなポイントになります。要件を満たしているなら相続税の申告をし、特例を使うことにより相続税は0円です。ただし税理士の報酬はかかります。

要件とは次の通りです。◎被相続人と同居している相続人が自宅敷地を相続し、申告期限の10ヶ月まで引き続き所有し、住んでいること。10ヶ月以内に売却したら特例が吹っ飛ぶので注意が必要です。配偶者が相続したなら要件はありません。無条件です。

この特例は、長年夫を支えてきた配偶者や、同居し親の面倒をみている親孝行息子に与えられるご褒美です。これが小規模宅地の特例の本来の姿ではないかと思えます。

特例を受けるには、相続開始後10ヶ月以内に遺産分割を成立させ申告をすることが原則です。親孝行息子が自宅を相続し、円滑に申告ができるよう、公正証書遺言でサポートしておきましょう。

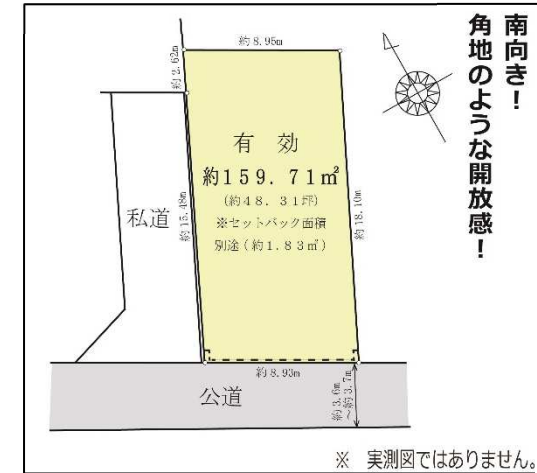
NPO 法人相続アドバイザー協議会相談役 野口 賢次

桜上水2丁目土地

3路線
使用可

7,280万円

小田急線「経堂」駅
徒歩15分
京王線「桜上水」駅
徒歩15分

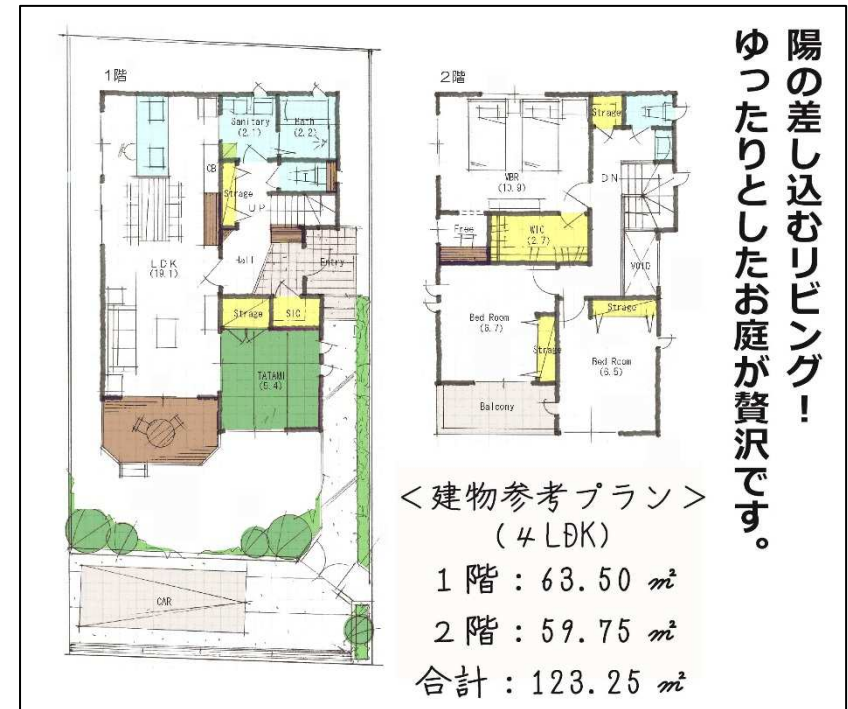


緑豊かで静かな住宅街の一角。駅までの道のりは平坦で、緑道やユリの木通りなど歩くのが楽しい街並みが続きます。

西側道路につき、角地のようなゆとりと日当たりが望めるのも魅力のひとつ。

ご自宅でゆったり過ごしたい方におすすめです。

お庭のあるご自宅で過ごすくつろぎの時間はいかがですか？



信和不動産株式会社 担当：白石
TEL:03-3323-0525

※LINEにて新着物件、地域情報等、耳より情報発信中です！！⇒

